

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表: 令和6年2月13日

事業所名 児童発達支援センターおひさま

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		遊戯室・訓練室等子どもたちの人数に対する広さ以上確保しています。活動に合わせて、庭で砂場遊びや運動、プール、畑で食育などをしています。	
	2	職員の配置数は適切である	○		職員数においては医師をはじめ基準を満たしています。基準より多めに配置しています。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		分かりやすく構造化された環境については、子どもたち一人一人に違うマークを準備し、自分の場所や持ち物が分かりやすいように工夫しています。 また見通しを持てるよう、活動の順序などを絵カードや文字で示したり、朝の流れを固定して「できた!」という成功体験が多く重ねられるよう工夫しています。 バリアフリー化については、床の段差がないバリアフリー、エアコン設置、子どもの背丈に合わせ、手洗い場に台を設置、排泄状況のちがいによる足置き場の設置をしています。車いすを利用される方が来られてもいように出入口の配慮をしています。	
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		子どもたちの状況や活動に合わせて空間の確保・遊具の提供を心がけています。棚やロッカーなどは危なくないように整理整頓をしています。必要な場面・場所で、その都度消毒を行い、清潔を保てるようにしており、心地よく過ごせるようゆったりと流れる時間設定やことばかけ、関り、温度・湿度管理等、配慮しています。遊具についても都度消毒を行っています。グリーンカーテンにも取り組み、地球にも優しい環境への取り組みを実践し、子どもたち自身も周りの環境に気付ける取り組みもしています。	
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		法人理念、事業所理念、めざす子ども像、年間目標・計画活動をもとに業務を推進し、子どもたちの育ちや職員のスキルアップの状況を分析し、次の月への取り組みに活かしています。活動の始まる前の打ち合わせと終了後の振り返りは必ず行い、設定の振り返りを次に活かしています。年・月・日・都度等、行事や活動について職員で振り返りを行い、改善された計画の繰り返しを行うことで質の向上、次なるステップへの目標設定を可視化して行っています。	グリーンオフィス環境管理事業所に令和4年2月から認定を頂き、地球にも優しい取り組みも実践しています。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		例年同様、今年度頂いた保護者等の意見を令和6年度に活かしていきます。今回も、好評を頂けてうれしく思います。	できることへの取り組みを継続していきます。

適切な支援の提供	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		保護者評価や前年度の実践の振り返りを行い、定期的に自己評価を心掛け、家族会、職員会議を行うことで発達支援の質の向上を目指しております。取り組み内容は公開しています。	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	自己評価をしていますが受審していません。	今後受審できる様に取り組みをしていきます。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		法人研修年間計画を立案し、研修に参加しています。事業所内研修も年間計画に基づき実施し、外部研修にも積極的に参加しています。 研修に参加した職員は復命研修を行っています。	
	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		利用開始前に初期相談を設けて丁寧にアセスメントを行い、職員間で共通理解をもち適切な支援計画の作成に努めています。一人ひとりの特性に合った発達支援を行っていくために、児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成しています。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		使用しています。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		より具体的な個別支援計画になるよう配慮をしています。保護者・職員・関係機関が共通した思い、手法で子育てに取り組めるよう、本人が意欲を継続し楽しめるよう配慮しています。また、入園・就学などの移行に関しても楽しみに迎えられるよう早めの取り組みを実施しています。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		個別支援計画には、目標やかかわり方などを細かく記載しています。職員はもとより、保護者や関係の皆さんと同じ手法で取り組む事ができるよう関係者間で話し合いながら計画に沿った支援を行っております。目標に到達したり、変更が必要な時は、保護者や保育者等と話し合いをしながら計画の見直しを実施しています。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		立案を行う上で職員間で意見交換を行い、共通認識のもと、支援を円滑に行っています。そうする中で、子どもの現状の振り返りを共通に再認識する事ができています。芽生えや伸びてきたところ、できるようになったところ等子どもたちが興味ややってみたいと思えることを引き出して自信につながるよう取り組みを行っています。	
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		子どもたちのいろいろな感性が広がるよう全身運動(粗大)や指先(微細)を使った活動、また考える力(知力)を養えるよう全体的なバランスを配慮してプログラムを工夫しています。見通しが持てるよう、活動の中でもあえて固定している部分もあります。子どもたちの年齢と発達支援の経験に幅がありますので、段階に合わせたプログラム設定を生活と遊びの中で行っています。	

16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		子どもの発達段階に合わせてそれぞれに課題、目標を設定して支援しています。集団を経験する場面と個別にゆったり対応をしていく場面とを計画して取り組みを行っています。サービス等利用計画書の短期・長期目標に沿えるよう見通しを持ちながら個別支援計画を作成しています。	
17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担等を確認しています。	
18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		必ず振り返りを行い、気づきや意見を共有し、記録し、次の取り組みに活かしています。	
19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		支援全体の記録(業務日誌)と個別の記録(個人記録)をとり、支援の検証・改善に繋げています	
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		定期的に子どもの発達状況の分析・環境の変化などの情報収集と保護者の意見、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理士等の意見を取り入れながらモニタリングを行い、カンファレンスを実施し児童発達支援計画の見直しを行っています。他に、必要に応じて随時のモニタリングも行います。	
21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		子どもの状況に精通した管理者や児童発達支援管理責任者が参画しています。	
22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		鹿児島県こども総合療育センター・鹿児島市障害福祉課・母子保健課・児童発達支援センター・児童発達支援事業所等との連携を保護者に了解を得てからとるようにしています。相談支援員とは日頃から連携を大切にしています。また、無いサービスについては、行政と話し合いを行いながら地域課題として意見を提案させていただいております。	
23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		県や地域との関係機関と連携して、支援を実施しました。	
24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		保護者を介して関係機関との連携を図り支援を実施しました。必要に応じ、嘱託医による情報提供も行います。	
25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		保護者が安心して、子どもが楽しく移行できるよう保育園・幼稚園等との間で支援内容や手続きの進捗状況等の情報共有を図っています。	
26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		移行前に小学校等の訪問を行い、ご本人・保護者が知る事で選択できるよう情報の共有を図っています。就学先決定後は、移行支援シートを作成し、それをういて子どもの発達や学びの連続性が保てる取り組みを行っています。また、移行後の小学校への訪問でその後の様子も共有し、相互理解をしています。	

係 機 関 や 保 護 者 と の 連 携	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		<p>県域での他の児童発達支援センターとの連携は、対面にて研修や課題についての話し合いを行っています。</p> <p>市域でも対面で意見の交換をしています。南部・松元地区の地域の事業所支援の担当についてや地域支援の方法等について、話し合いを行いました。</p> <p>地域の事業所との研修会について、センターおひさまが主催し、行政・障害者基幹センター・地域の事業所等参加で研修とグループワークを実施し、支援の在り方や地域課題について学び合いを行いました。普段から地域での顔の見える関係について今後も取り組みを実施していきます。</p>	
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		<p>日常生活の中で障がいの有無にかかわらず交流できる機会を今後も継続していきます。</p>	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		<p>自立支援協議会子ども部会の下部組織の鹿児島市児童発達支援センター会議にて、意見交換を行っております。また、実際に子ども部会の委員として副施設長が意見を述べています。</p> <p>子どもすこやか安心ねっと事業の連絡会が開催されることを期待している旨の意見も行政に伝えさせていただきました。</p> <p>情報を南部地区の児童発達支援事業所連絡会にて報告し連携を図っています。鹿児島県こども総合療育センター、市障害福祉課、母子保健課、保健センター、市障害者相談基幹センターのご協力を頂きながら、活動を進めています。自立支援協議会には、理事長が委員として出席しています。</p>	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		<p>来所時・面談・送迎時・連絡帳・電話連絡・担当者会議・個別相談等、様々な機会を通して、日ごろの子どもの様子をお互いに連携するように取り組んでいます。</p>	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		<p>新型コロナウイルスが5類となり、今年度からペアレントプログラムの開催を再開することができました。地域の保護者の方にも参加していただいております。「頑張っている子どもの姿がより愛おしく思えるようになった」とご意見を頂いております。</p>	<p>講師は、ペアレントプログラムフォローアップ研修に毎年参加しています。今後も研修を重ね、実施していきます。</p>
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		<p>契約時・変更時等丁寧に説明しています。</p> <p>また保護者からの質問等にはその都度解りやすく丁寧な説明を心がけています。</p>	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		<p>利用の際には、作成した個別支援計画を保護者に説明し、同意を得た上で支援を行っています。また定期的なモニタリングにおいて見直しが必要な場合や保護者より内容の変更依頼を受けた際には、再度アセスメントを行い、新たに作成した個別支援計画の説明を行い、同意を得ています。</p>	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		<p>日頃から相談しやすい関係づくりに心掛けています。日常的にご相談はあり、その都度時間をとって話をうかがうようになっています。保護者からの相談に応じ、その後の対策、経過観察、聞き取りを行っています。</p> <p>また、適切な助言ができるように利用児に関わる他の職員の意見も聞きながら助言をするようにしています。</p>	

保護者への説明責任等

35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		家族会を年2回開催することにより、保護者同士で子どもの悩みを相談しあったり、情報共有や情報交換をする場に繋がっています。	
36	子どもや保護者からの相談や申し入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申し入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		相談や申し入れがあった場合に、臨機応変または代替え案を提案することで、気持ちに共感しながら進めていけるよう取り組みを行っています。意見を表出いただいたことに丁寧にかつ迅速に取り組みをする組織づくりを行っています。	
37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		毎月お便りを発行し、活動の概要や行事予定、エピソードなどをお知らせしています。	
38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		個人情報の取り扱いについては、契約時に広報誌やホームページ等に掲載する同意書に記入して頂き、同意を得た方の掲載をしています。また、利用申請時に個人情報使用同意書を保護者から頂き、実際他機関と連絡を取り合う時は、必ず保護者に伝え了解を得るようにしています。	
39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		本人の気持ちを十分にくみ取りながら、必要に応じて絵カードや写真の使用・大きな文字や図に書いて示すなどの配慮を行っています。保護者には、子どもの様子を毎日連絡帳に記載し、保護者にもお家での様子や気になることを書いてもらい意志の疎通を図るようにしています。	
40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		法人全体としては、地域住民を招待する行事(餅つき会)を実施し開かれた事業運営を図っております。子ども110番の家の取り組みや畑での食育活動の際の地域ボランティアの協力も得ています。	
41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		各種指針、マニュアルに基づき職員・保護者等への周知を図っています。緊急時、防犯、感染に対する対応について、保護者に文書でも周知し、協力して進めています。感染症については保健センターや関係機関と連携し情報の把握に努め、蔓延しない取り組みにも力を入れています。救命救急講習は、令和5年度更新研修を受けています。各マニュアルを設置し、事業所内研修にて周知しています。	
42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		年間計画に基づき、毎月防火、災害等の訓練を実施しています。消防署の立ち合い訓練時は消防士に講評を受け次回へつなげています。子どもの状況(歩行の状況・音への過敏さ・感覚への過敏さ鈍麻さ・不安の強さや経験値など)とその日の利用児の人数・天候、それに伴った支援を考え訓練を行っています。視覚的にもわかりやすい様に絵本や紙芝居の準備もしています。全ての職員が火災、災害、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応できるように訓練を行っています。	

非常時等の対応	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		利用開始にあたり、保護者から情報を提供してもらい、既往歴や服薬の状況、母子手帳から予防接種の状況などの情報を収集しています。その後の予防接種の状況など都度お知らせをもらうようになっています。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		アレルギー対応マニュアルを策定し、医師の指示書に基づき必要に応じて対応しています。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハットがあった場面には必ず記録に残し申し送りのも伝えていきます。 職員で共有し、学び、予防に活かしています。 子どもの安否確認に関しては、毎朝しっかりと当日利用の方の出席確認がとれる体制を継続し、安心・安全に十分配慮しながら業務を行っています。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		虐待についての研修は法人と事業所単位とで実施しています。相手を「くん」「ちゃん」呼びをせず「さん」呼びでしっかりと相手の人格・気持ちを認める取り組みを行っています。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		身体拘束廃止・虐待防止・権利擁護は法人全体の研修を十分に行い、未然防止の共通認識を図っています。身体拘束に相当する行為は、非代替性で生命に関わる場合以外で行うことは想定していませんが、事例はありません。仮に拘束が必要と思われる場合は、事前に保護者に説明し、了解を得たうえで行うことになると考えています。現在はサービス計画への記載を必要とする利用児はありません。	